

参考資料1－3

第138回運営委員会  
(令和7年11月28日) 資料5

# 子ども・子育て支援金について

令和8年1月15日

## 改正の趣旨

子ども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

## 改正の概要

## 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

## (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。

②妊娠期の負担の軽減のため、妊娠のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

## (2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①児童福祉法、②子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。

②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。

③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。

⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。

⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。

⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

## (3) 共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

## 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

## 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（＊）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

③歳出改革と負担軽減によって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（＊）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できること等とする。

（＊）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）1

## 子ども・子育て支援金に関する試算

こども家庭庁HPより抜粋

## 子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

(月額、支拂金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	4.7%
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.5%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 350円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.3%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.6%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.9%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	5.3%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	

(注1) 本推移率は、一定の仮定をもつて行ったものであり、結果は当面想定の幅をもつてみる必要がある。金額は事業主負担分を除く。二年毎に拠出分である。被用者負担率に24%では既存事業主が方便折半の考え方の下で拠出。4%は被用者負担の部分が既存被用者で二年を経る。実際上、既存の被用者は拠出をやめてしまう。

(注2)被用者保険の年次割引の支援金額については、数年後の賃金水準に上りきることから、試算十上と上に述べたもの、参考として、令和3年度実績の施設側で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和18年度)を計算する。  
と【\*】、年4200万円の賃給350万円、例年40万円の割合55%、例年400万円の賃給1,100円、例年800万円の賃給1,350円、例年1,000万円の賃給1,650円(組合解消)であることから、組合会員は、健康組合・共済組合である。ただし、政  
府は絶対力をもって施設組合を上げに、今後、施設組合の伸びが進む場合には、数字が下り下っていくことを想定される。

本社和10年度に被用者保険において想出されたた8,900億円について、算上げが力強く想出前の合計3年度の新規額である222兆円で割ると0.4%であることから、想出比率の下、本人想出を0.2%として計算して計算

(注3)国民健康保険の1世帯あたりの金額は令和4年度における実態を基に計算している。

(3)(4)国民健康保険の支援金については、医療費と同様に抵当所得者軽減を行い、例えば夫婦2人との3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円

(益差分7割軽減)、同160万円の場合200円(同2割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国際の被用者の世帯では、これらに加えボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位1割と並び算定されるため(本)。この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(減額なし)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円、なお、支授金制度が少子化对策にかかるものであることに鑑み、ごく少くも世帯の出頭割合が想定より多く、(16歳に満たずする最初の3月31日以前)に於ける均等割合が全額軽減、年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少額であるほか、現時点では令和10年度ににおける算額上昇を定めることができないため、金額は一概に見えない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金について、医療分と同様に既存被扶養者軽減を行なう。例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)である。年収86万円の場合90円(均等割合軽減)、年収160万円の場合10円(均等削減)、年収180万円の場合20円(均等削減)、年収200万円の場合35円(均等削減)。年金収入のみの場合は、これらの額が別途ユーチューブであり、年収250万円以上については上位の1種類が適用されるため、他の場合と比較して少しありづつ。このようにして、年収が高くなるほど、口座に残る額が下限まで、同時に年収の割合も75%未

(注6) 介護料の算定額は、第1号被保険者(65歳以上の1人当たり月額(標準額の全国平均支給額)-26,614円(令和5年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)-6,226円(令和5年度見込額)。

ことも未来戦略とは?

総額3.6兆円規模のことと、子育て支援の拡充です。令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のような給付の拡充等を行うこととしています。



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
  - 支給期間を高校生年代まで延長します。
  - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
  - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所持額順位表		支拂額	
年齢	学年	0歳～3歳未満	3歳～小学生
○	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
○	3歳～小学生	1万円	1.5万円
○	中学生	1万円	1万円
○	高校生	1万円	1万円
○	1万円	3万円	3万円

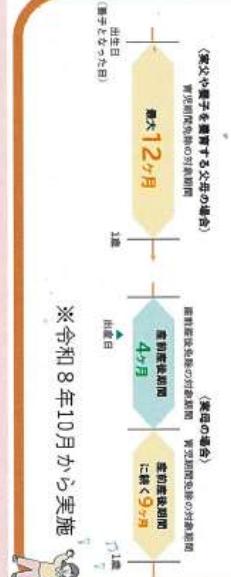
※令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

## 育児期間中の 国民年金保険料免除

育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



妊婦のための支援給付

性別選択	
男	女
男	女
男	女



※令和7年度から制度化

## 出生後休業支援給付

「出生後休業又復給付」を削除し、  
子の出生直後の一定期間内に



両親ともに14日以上の育児休業を取った場合  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します

## こども誰でも通園制度

【ともども通園制度】は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもが

時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間／月)

上記の給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。子ども・子育て支援金制度は、**全世代・全経済主体がこどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

## 「子ども・子育て支援金」って何?

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこととしております。

### いつから始まるの?

令和8年4月分保険料（5月末納付分）より、医療保険の保険料とあわせて拠出いただきます。

※児童手当の拡充、妊娠のための支援給付、出生後休業支援給付などの給付拡充施策は、支援金の開始を待たずに先行して実施しています（そのための財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により確保）

### 保険料はどのくらいになるの?

被用者保険の支援金額（月額）は、標準報酬月額 × 支援金率となるため、被保険者の所得（標準報酬月額）によります。  
詳しくは、こども家庭庁HP「子ども・子育て支援金制度の概要について」でお示ししている「子ども・子育て支援金に関する試算」もご参照ください。

※支援金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入することとしており、令和10年度は0.4%程度と見込んでいます。

※支援金は医療保険とは区分された仕組みであり、支援金が充てられる給付も法定されています（表面参照）。  
※また、法律において、歳出改革等により実質的な社会保険料負担を壓減させてることで、支援金を拠出いただくことによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようになります。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

### 事業主に求められることは?

- 医療保険の保険料とあわせて事業主の皆様からも支援金を拠出いただきます。
- 被用者保険の料率（支援金率）については、国が一律の率を示す予定です。
- 給与明細書において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組について、ご理解・ご協力をお願いします。



こども家庭庁HP

